



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 告示

563	生活保護法による指定医療機関の廃止	（社会福祉課）	1
564	生活保護法による指定施術機関の廃止	（ " ）	1
565	生活保護法による施術機関の指定	（ " ）	2
566	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	（薬務課）	2
567	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	（商工振興課）	4
568	生馬土地改良区の役員の就任	（農業農村整備課）	5
569	中島井土地改良区の定款変更の認可	（ " ）	5
570	道路の供用開始	（道路保全課）	5
571	道路の位置の指定	（都市政策課）	5
572	和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例による重点調整区域の指定の解除	（港湾空港振興課）	6
573	港湾法による放置等禁止区域の指定	（ " ）	6
574	一般競争入札による落札者の決定	（総務事務集中課）	6
575	随意契約の相手方の決定	（警察本部）	7

○ 労働委員会告示

*2	和歌山県公営企業職員の非組合員の範囲		8
----	--------------------	--	---

告 示

和歌山県告示第563号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年5月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
西医新 17-26	森山医院	西牟婁郡白浜町栄689-1	令和 6.3.31

和歌山県告示第564号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年5月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 号 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年 月 日
西柔 15-16	野口猛	のぐち鍼灸整骨院(柔道整復) 西牟婁郡上富田町岩田3103-14	平成 22.6.28

和歌山県告示第565号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年5月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 号 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
西柔 4-06	野口猛	のぐち鍼灸整骨院(柔道整復) 西牟婁郡上富田町岩田2170-1	令和 6.1.1

和歌山県告示第566号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例(平成24年和歌山県条例第83号)第11条第1項の規定により、知事監視製品を次に示すとおり指定する。

令和6年5月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、「420 COBRA」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (2) 次の写真を付して、「Alice Love Trick」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「ANAX8」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (4) 次の写真を付して、「ANUS GOD HULK EVO」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (5) 次の写真を付して、「BAZOOKA 3000 AX」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (6) 次の写真を付して、「BIG BOY 777」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (7) 次の写真を付して、「Burning SEX BOMB」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (8) 次の写真を付して、「G-Beast」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (9) 次の写真を付して、「GOD HAZE Classic」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (10) 次の写真を付して、「GOD HAZE NEO」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (11) 次の写真に示すとおり、「Grizzly Magnum」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (12) 次の写真を付して、「HAMMER WARRIOR DREAM SEX」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (13) 次の写真を付して、「HAMMER WARRIOR SHOTGUN SEX」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。

物が粉末のもの。

- (14) 次の写真を付して、「HOT SEX MASTER DX」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (15) 次の写真に示すとおり、「IBIZA Love Thunder MAN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (16) 次の写真に示すとおり、「IBIZA Love Thunder WOMAN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (17) 次の写真に示すとおり、「INFINITY DASH EX」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (18) 次の写真を付して、「JACK WEST」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (19) 次の写真を付して、「JET UPPER」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (20) 次の写真に示すとおり、「Marionette 性縛呪」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (21) 次の写真を付して、「MONSTER LADY」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (22) 次の写真を付して、「Night Players」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (23) 次の写真に示すとおり、「NINJA Xtream Power XXI」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (24) 次の写真を付して、「Omega ASSASSIN」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (25) 次の写真を付して、「ORGASM MELTDOWN」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (26) 次の写真に示すとおり、「POISON NEO」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (27) 次の写真に示すとおり、「Science Leaf」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (28) 次の写真を付して、「SEX ANGEL」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (29) 次の写真を付して、「SEX GIRL」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (30) 次の写真を付して、「SEXXXMIX NIGHT SHARK」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (31) 次の写真を付して、「Владимир」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (32) 次の写真を付して、「あぶない女刑事」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (33) 次の写真を付して、「マンネリ打破」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (34) 次の写真を付して、「HEAVEN VIBES」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (35) 次の写真を付して、「K4」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (36) 次の写真に示すとおり、「PANDORA CRYPTO SEX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (37) 次の写真を付して、「궁극의깊이」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (38) 次の写真を付して、「淫術対戦」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (39) 次の写真を付して、「花魁道中」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (40) 次の写真を付して、「禁断の扉」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (41) 次の写真を付して、「黒ギャル姉さんの誘惑」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (42) 次の写真を付して、「自家発電 限界突破」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体

のもの。

(43) 次の写真を付して、「女狐の搾精」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(44) 次の写真を付して、「떨어지는 애액 DROP LADY」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(45) 次の写真を付して、「VIRGIN DOLL SASAGU」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(46) 次の写真を付して、「愛肉女子」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(47) 次の写真を付して、「화냥년 BITCH STAR」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(48) 次の写真を付して、「DRAGON BOLT」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(49) 次の写真を付して、「HTC SEX SPICE LIMITED」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(50) 次の写真を付して、「ATOMIC DASH」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(51) 次の写真に示すとおり、「POOF」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(52) 次の写真を付して、「スピードラッシュα」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため。

3 施行期日

令和6年5月28日

和歌山県告示第567号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和6年5月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

NEX西庄店

和歌山県和歌山市西庄767番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和6年和歌山県告示第11号

3 意見の概要

(1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保されたい（生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にされたい。）。

(2) 産業廃棄物を保管する場合、保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管されたい。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和6年5月28日から同年6月28日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第568号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、生馬土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和6年5月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

就任した役員(令和6年4月15日就任)

職名	氏名	住 所
理事	木本眞次	西牟婁郡上富田町生馬1709番地の2
理事	嵯峨陸夫	西牟婁郡上富田町生馬2060番地の1
理事	木村勝彦	西牟婁郡上富田町生馬2204番地
理事	大江隆夫	西牟婁郡上富田町生馬1956番地
理事	田中達也	西牟婁郡上富田町生馬2586番地
理事	山本晃広	西牟婁郡上富田町生馬2489番地の1
理事	木本和典	西牟婁郡上富田町生馬1675番地
監事	植本敏雄	西牟婁郡上富田町生馬2044番地
監事	鳥淵文夫	西牟婁郡上富田町生馬2473番地の1
監事	中川浩	西牟婁郡上富田町生馬2207番地

和歌山県告示第569号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、中島井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和6年5月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県告示第570号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年5月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 井関御坊線

供用開始の区間 日高郡日高町大字萩原字露谷1387番1地先から同町大字萩原字牛内2118番1地先まで

供用開始の期日 令和6年5月28日

和歌山県告示第571号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年5月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員	延 長

		氏名		メートル	メートル
3657	紀の川市桃山町市場字高関 414番の一部	岩出市清水364番地4 有限会社サカエ土地建物 取締役 上田栄司	令和 6.5.14	6.00	80.42

和歌山県告示第572号

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成20年和歌山県条例第22号）第8条第4項の規定により、次のとおり重点調整区域の指定を解除し、令和6年7月1日から適用することとしたので、同条第5項の規定により準用する同条第2項の規定により公示する。

令和6年5月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

重点調整区域の指定を解除する区域

平成20年和歌山県告示第1586号（和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例による重点調整区域の指定）で公示した和歌山下津港琴の浦地区の港湾区域内の重点調整区域のうち、別図に示す区域

なお、別図は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第573号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、放置等禁止区域（港湾区域、港湾隣接地域又は臨港地区のうち、港湾の開発、利用又は保全上特に必要があると認める区域をいう。以下同じ。）及び当該放置等禁止区域における放置等禁止物件（みだりに、捨て、又は放置してはならない船舶その他の物件をいう。以下同じ。）を、次のとおり指定し、令和6年7月1日から適用することとしたので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年5月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 放置等禁止区域に指定する区域

和歌山下津港琴の浦地区の港湾区域のうち、別図に示す区域

なお、別図は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

2 放置等禁止物件に指定する物件

船舶（第1号から第6号までに掲げるものを除く。）及びその係留の用に供する工作物

- (1) 国又は地方公共団体の所有する船舶
- (2) 漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船
- (3) 専ら海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶
- (4) 専ら港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶
- (5) 専ら内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第2項に規定する内航海運業の用に供する船舶
- (6) しゅんせつ船その他の作業船

和歌山県告示第574号

令和6年度ドラフトチャンバー、実験台及び給排気設備について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年5月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
ドラフトチャンバー、実験台及び給排気設備 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和6年5月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
セイコーメディカル株式会社
和歌山県和歌山市築港六丁目9番10号
- 5 落札金額
281,600,000円（うち消費税及び地方消費税の額25,600,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年4月16日

和歌山県告示第575号

令和6年度IC運転免許証作成用消耗品の購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年5月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - (1) カード基体（優良） 300枚×3入 99箱
 - (2) カード基体（一般） 300枚×3入 77箱
 - (3) カード基体（新規） 300枚×3入 9箱
 - (4) 経歴証明書カード基体 300枚 5箱
 - (5) IC用リボンセット（2,000枚×1入×7種） 85箱
 - (6) 裏面印字用インクリボン 2,000枚 2箱
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社DNPアイディーシステム
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) カード基体（優良） 300枚×3入
1箱当たり 474,210円（うち消費税及び地方消費税の額43,110円）

- (2) カード基体（一般） 300枚×3入
1箱当たり 474,210円（うち消費税及び地方消費税の額43,110円）
- (3) カード基体（新規） 300枚×3入
1箱当たり 474,210円（うち消費税及び地方消費税の額43,110円）
- (4) 経歴証明書カード基体 300枚
1箱当たり 165,660円（うち消費税及び地方消費税の額15,060円）
- (5) IC用リボンセット（2,000枚×1入×7種）
1箱当たり 154,000円（うち消費税及び地方消費税の額14,000円）
- (6) 裏面印字用インクリボン 2,000枚
1箱当たり 17,600円（うち消費税及び地方消費税の額1,600円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

労働委員会告示

和歌山県労働委員会告示第2号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、同法第3条第4号に規定する職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を令和6年5月15日認定したので、次のとおり告示し、平成22年和歌山県労働委員会告示第1号（和歌山県公営企業職員の非組合員の範囲）は、廃止する。

令和6年5月28日

和歌山県労働委員会会長 田中 祥博

和歌山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年和歌山県条例第57号）第1条に規定する和歌山県公営企業の職員が結成し、又は加入する労働組合については、当該和歌山県公営企業の職員のうち次の表に掲げる者

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に該当する者
本庁	商工労働部長、商工労働政策局長、公営企業課長、同課副課長、同課主幹、同課財務企画班長
和歌山県工業用水道管理センター	所長、次長